

基本目録

5

人々をつなぐ「仕組み」が輝くまちづくり

5 人々をつなぐ「仕組み」が輝くまちづくり

1. 住民自治、協働のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民自治の推進 (2) 地域コミュニティの育成 (3) 協働のまちづくりに向けた体制整備
2. 人権・男女共同参画のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人権教育・啓発活動の推進 (2) 男女共同参画の推進
3. 健全で効率的な行財政運営の推進 【重点】	<ul style="list-style-type: none"> (1) 効率的な行政運営の推進 (2) 健全な財政運営の推進 (3) 適正な情報管理と情報公開 (4) 電子自治体の推進
4. 情報発信力の充実・強化 【重点】	<ul style="list-style-type: none"> (1) 広報・広聴活動の推進 (2) ホームページによる情報発信の充実 (3) 多様な媒体を活用した情報受発信の強化
5. 広域行政の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 広域行政に関する協力体制の強化

基本政策の方向性

行政と地域のこれまでの関係を協働の視点から再構築し、自治会をはじめとする町内の組織において、自主的な活動が持続的・発展的に展開されるよう、支援体制づくりに努めます。また、公民館などのコミュニティ活動の拠点となる既存施設の有効活用に努めます。

現況と課題

- 住み良い地域をつくるためには、行政の活動だけではなく地域住民同士のつながりや助け合いが不可欠であり、自治会・町内会が地縁のつながり等による代表的な地域コミュニティとして、住みよいまちづくりに非常に大きな役割を果たしています。また、地域の課題解決に向けて、行政単独では解決できない場合、または住民だけでは解決できない場合に、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた取り組みをする、住民と行政の協働によるまちづくりが必要となっています。
- 本町には、20の自治会があり、それぞれの地域で自治会長を中心とする自治会活動が行われています。
- 前期基本計画期間においては、地域の課題を地域で解決するその実施主体としての自治会の活動拠点である地区公民館等の施設維持に対する助成を行うことにより、持続した地域コミュニティ活動を促進しています。
- また、住民主導のまちづくりを推進するため、自治会活動を中心として自治意識の向上を図っており、さらに、町内の団体が実施する地域コミュニティ活動に対して補助金を交付し、住民参加のまちづくりを促進しています。
- これからの中期基本計画期間においては、地域の課題は地域で解決するという住民自治をさらに進めていくために、まちづくりに関わる団体間の連携・体制づくり、人材育成への支援等が必要となります。また、住民が積極的にまちづくりに参画していくため、地域と行政が必要な情報を共有し、互いに連携・役割分担を図りながら、協働のまちづくりを進めていく必要があります。



自治会主催のどんど焼き

主要施策

(1) 住民自治の推進

地域コミュニティの中心として活動する自治会に対して必要な支援を行うとともに、活動の拠点である各自治会公民館の維持・継続を支援し、住民自らの活動による住民自治の推進を図ります。

①自治会への支援

- 自治会による地域内の公園や道路・水路の維持管理活動等、各種のまちづくり活動への支援を行い、地域と行政の協働によるまちづくりを推進します。
- 現在実施している区振興事業補助を継続し、地区公民館の施設の維持費に対する支援を行います。

(2) 地域コミュニティの育成

地域において自主的なコミュニティ活動を実施する団体の育成を図ることにより、住民でできることは住民で行う元気で明るいまちづくりを推進します。

①明るいまちづくり活動の推進

- 町内の団体が社会的・地域的な課題に取り組む、元気で明るいまちづくり活動に対して支援を行います。
- 地域内における住民同士の交流を促進し、地域の高齢者や子どもたちの見守り活動を支援するなどして、地域コミュニティの育成による安全安心なまちづくりを推進します。

(3) 協働のまちづくりに向けた体制整備

協働のまちづくりに必要な人材の育成を図るとともに、様々な分野で活動するまちづくり団体同士が交流することのできる場や機会の提供・充実に努めます。

①地域コミュニティ団体の交流会の実施

- 各種研修会、講演会、団体の事例発表、ワークショップへの参加機会を提供し、地域コミュニティ団体のまちづくり活動を支援します。

◆みんなができること◆

- 日頃からお互いに声かけや見守りをして、住民同士のつながりを強めていきます。
- 自分の地域に関心を持ち、日頃行われる行事や活動には積極的に参加します。
- 他の地域で活動している団体と交流して、そこで得たヒントを自分たちの地域づくり活動に活かします。
- 行政が進める施策や事業に関心を持ち、他の地域や行政とともにまちづくりに参加します。

基本政策の方向性

すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、人権問題を正しく理解し、認識できるよう、教育・啓発を進めます。

また、男女が対等なパートナーとして、人権を尊重しつつ責任も分かち合い、あらゆる分野の活動に参画し、その能力や個性を発揮できる環境づくりを進めます。

現況と課題

- すべての人の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人ひとりの人権尊重の精神を養うことが不可欠であり、そのための人権教育・啓発は大変重要です。
- 特に、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される、とする男女共同参画社会の実現に向けた取り組みについては、国はもとより自治体も地域の特性を活かした取り組みを推進することが強く求められています。
- 本町でも、人権相談や学校教育における人権教育の推進などに取り組んでいますが、高齢者・子どもに対する虐待、ドメスティック・バイオレンスなど新たな課題への対応も必要となっています。
- また、本町町民の男女共同参画社会に関する認識度は平成25年度では4.7%に留まっていますが、平成26年度時点における各種審議会等委員会への女性登用状況は23.5%となっています。
- 前期基本計画期間においては、人権問題に関する教育・啓発活動を継続的に行ないました。男女共同参画社会への取り組みとしては、各種審議会等における女性登用を積極的に進め、男女共同参画への意識づくりを推進するとともに、平成26年度に「吉富町男女共同参画基本計画」を策定し、平成30年度までの基本目標を定めて取り組みを進めています。
- これからの中期基本計画期間においては、人権教育に継続的に取り組み、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場を通じて、人権問題に関する教育、啓発活動を実施することが必要です。また、吉富町男女共同参画基本計画に沿った施策、啓発事業に継続して取り組み、あらゆる分野において男女がともに参画できる機会の拡充などを進めることが必要です。



人権講演会

主要施策

(1) 人権教育・啓発活動の推進

すべての人の人権が尊重される社会づくりを目指し、行政内部はもとより、学校・家庭や地域、職場などのあらゆる場を通じ、各人権問題に関する教育・啓発を効果的・継続的に実施します。また、本町の状況に即した人権教育・啓発を推進するため、関係機関や団体との連携を強化します。

①人権教育・啓発活動の推進

- すべての人の人権が尊重される社会づくりを目指し、人権問題に関する教育・啓発を効果的・継続的に行ないます。特に、街頭啓発をはじめ講演会を開催するなど啓発活動に重点的に取り組みます。

(2) 男女共同参画の推進

「吉富町男女共同参画基本計画」に沿った施策、啓発事業に継続して取り組み、あらゆる場において男女がともに参画できる機会の拡充を推進します。

①男女共同参画への意識づくり

- 男女共同参画社会の理念や内容の普及・啓発に努め、固定的な性別役割分担意識に基づく社会慣行の見直しと、男女がともに社会を担う意識づくりを促進します。

②男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

- 幼い頃からの発達段階に応じ、男女平等・男女共同参画の視点に立った多様な選択を可能にする教育・保育を推進します。
- 男女共同参画意識を高める生涯学習機会の提供に努めるとともに、生涯学習機会への参加促進を図ります。

◆みんなができること◆

- 人権問題について理解を深め、一人ひとりの人権を尊重し、行動に結びつけていきます。
- 性別による固定的な役割分担を見直します。



男女共同参画基本計画

基本政策の方向性

住民から信頼される行財政運営を行うために、職員の資質の向上及び能力の活用を図り、効果的・効率的な行政運営や健全な財政運営を推進します。また、多くの個人情報扱う行政として安全な個人情報管理を徹底するとともに、住民と行政の協働によるまちづくりの実現を目指し、情報公開の推進に努めます。

現況と課題

- 平成12年の地方分権一括法施行により国と地方の役割分担が明確化されて、地方公共団体は、それまで以上に、自らの判断と責任により地域の実情に沿った行政を展開していくことが求められるようになりました。その後の厳しい財政状況や地域経済の状況等を背景に、地方公共団体は、簡素で効率的な行財政システムを構築し、公共サービスの質の維持向上に努めるなど、住民との対話の中で自主的に行財政運営を推進することが必要となっています。
- 本町では、財政における将来負担比率や実質公債費比率が県平均を下回り、県内市町村と比較しても良好な財政状況を維持している中、平成25年3月には「第6次吉富町行政改革実施計画」を策定し、行政改革のさらなる推進に取り組んでいます。
- 前期基本計画期間においては、第5次及び第6次の行政改革実施計画に基づく目標に向けて行政改革に取り組み、毎年、行政改革推進委員による点検・評価を受けるとともに、その進捗状況を住民に公表しています。
- 財政健全化については、第4次総合計画の事業実施財源の裏付けとして第2次財政計画を作成し、毎年、財政検討委員会による点検・評価を受けて次年度以降の財政運営に役立てるなか、その健全化をおおむね達成しています。
- 行政情報については、原則公開の精神により情報公開を行って、町の説明責任を果たすとともに、住民参加による行政運営を促進しています。
- 各種情報通信技術の導入による電子自治体化については、効率的な行政運営を可能にするためのシステム導入や外部機関との連携について検討し、行政事務電算システムのクラウド化に取り組みました。
- これからの中期基本計画期間においては、引き続き行政改革を推進するなかで、全職員が一丸となり各課横断的に業務を行うとともに、職員の資質や業務遂行スキルの向上、意識改革を進めて効率的・効果的な行政運営を図る必要があります。
- 財政健全化への取り組みについては、今後も下水道事業をはじめ、公共施設の老朽化に伴う施設の更新や修繕など大きな財政負担が見込まれることから、引き続き計画的な財政運営を心がけていく必要があります。
- また、情報公開条例の適正な運用を進めるとともに、行政事務における情報化を推進し、電子自治体としてサービスを提供できる体制を整備する必要があります。

主要施策

(1) 効率的な行政運営の推進

不漸の行政改革を実施することにより、時代に即した効率的・効果的な行政運営を推進します。

①行政改革実施計画の推進

- 吉富町行政改革実施計画について、毎年取組状況の点検評価を行うなどして実施計画の確実な推進を図ります。また、3年に1度内容の見直しを行います。

②行政評価システムの導入

- 第4次総合計画中期基本計画の進捗管理として、毎年、その施策実施の点検評価を行う行政評価システムを導入し、効率的な行政運営を推進します。

③庁舎機能の充実

- 老朽化し、手狭になりつつある役場庁舎について、住民の行政サービスに対するニーズ拡大への対応や、電子自治体等の時代に即した新たな行政システムに柔軟に対応するために、住民サービスのための新たな設備の導入や、庁舎の増築・建替え等を検討するなど、庁舎機能の充実を図ります。

④公共施設総合管理計画の策定と推進

- 吉富町が所有する公共施設について、住民ニーズや費用対効果、将来更新コストなどの面から今後のあり方を整理した「公共施設等総合管理計画」を策定し、計画に基づいた公共施設の維持・更新等を推進します。

(2) 健全な財政運営の推進

計画的な事業推進を考慮した財政運用の実施に向けて、財政健全化計画を全面的に見直します。

①財政計画の見直し

- 総合計画の中期基本計画作成に伴い、第2次財政計画の内容の見直しを行い、中期基本計画に掲げた財源の裏付けと財政の健全性の維持を図ります。

②固定資産台帳の整備と統一的な基準による財務書類の活用推進

- 町所有の土地・建物、インフラ施設等の町有財産に関する「固定資産台帳」の整備・運用を行うとともに、国が示した統一的な基準による財務書類を作成してその活用を推進します。

③実施状況の点検・評価

- 町の財政状況や第2次財政計画の進捗状況について、引き続き毎年の点検・評価を行います。また、総合計画における行政評価システムの構築に対応して、行財政運営を評価する新たな組織のあり方について検討します。

(3) 適正な情報管理と情報公開

情報公開条例を適正に運用し、広報誌や町ホームページを活用した情報公開や交際費の公表など情報公開施策の推進を図ります。

吉富町情報セキュリティポリシーの徹底に努め、人的理由による情報流出を防止するとともに、吉富町個人情報保護条例の浸透を図り、業務で使用する情報の適正な管理運用に努めます。また、情報保護に関する効果的な研修会のあり方について検討します。

①情報公開条例の適正運用

- 情報公開条例の適正な運用による情報公開により、町の説明責任を果たすとともに住民参加による行政運営を促進します。

②交際費の公表

- 閲覧及びホームページへの掲載などにより、交際費を公表します。

③吉富町情報セキュリティポリシー・個人情報保護条例の適正運用

- 吉富町情報セキュリティポリシー及び個人情報保護条例の適正運用を職員に徹底し、人的理由による個人情報の流出を防ぎます。
- 高度化・多様化する情報技術に対応するためにセキュリティポリシーや個人情報保護条例を適宜更新します。

④職員を対象とした情報セキュリティ研修の継続的な実施

- 情報セキュリティ対策を浸透させるため、継続的な研修により、職員一人ひとりの情報セキュリティ意識の向上、意識改革を図ります。

(4) 電子自治体の推進

効率的な行政運営や高度化・多様化する住民ニーズに応えるため、情報化や電子自治体を推進します。

①業務の効率化のためのシステム導入

- 費用対効果を勘案しながら、効率的な行政運営を可能にするためのシステム導入や外部機関との連携を推進し、事務の効率化及び経費削減、さらに、災害時におけるリスク回避等に対応できるシステムとして整備します。

成果指標

指標の内容	現況値	目標値
町財政の経常収支比率	86.7	86.7
情報漏えい事故件数	0件	0件

◆みんなができること◆

- 行政が進める施策や事業に関心を持ち、他の地域や行政とともにまちづくりに参加します。

基本政策の方向性

住民と行政の協働によるまちづくりの実現を目指して、広報・広聴活動の充実を推進するとともに、多様な情報手段を活用した情報発信の強化に努めます。

現況と課題

- 自治体による情報発信については、これまでの広報活動等による正確な行政情報の伝達に加えて、住民の参加や協働に向けた周知、募集、啓発等の情報提供があり、今後のまちづくりや災害対応等において住民との協働を促進させるための後者の情報発信が重要視されてきています。
- また、この情報発信に用いる通信手段（通信媒体）についても、インターネットのホームページやツイッター、フェイスブックなどのソーシャルメディア（双方向の情報交流が可能な通信手段）の活用など、多様な通信手段の活用が広がってきています。
- 本町では、これまでも、広報誌の発行等による情報発信とあわせて、住民の意見を行政に反映させるための様々な広聴の取り組みを進めてきました。
- 前期基本計画期間においては、広報よしとみの発行及び町ホームページの運営による情報提供と合わせて、住民と行政が直接意見交換を行う行政懇談会の開催や、町民ご意見箱の設置、町ホームページにおける投稿欄の開設などの広聴活動も取り組んできました。
- これからの中期基本計画期間においては、開かれた行財政運営の推進及び協働のまちづくりを進めるために、多様な通信手段を用いた広報・広聴活動の充実により住民との情報共有や協働のまちづくりを進めるとともに、より広域的な情報発信により本町の特色や魅力を伝達し、人口の定着や観光振興等を促進していくことが求められます。



広報よしとみ（2016年1月、2月号）

主要施策

(1) 広報・広聴活動の推進

広報・広聴活動を推進し、住民のアイデアや意見を行政に反映させる仕組みをつくとともに、住民が積極的かつ主体的に参加できるまちづくりを目指します。

①行政懇談会の実施

- 住民の意見を反映した行政運営を行うため、町長、教育長、全課長が町内全地区に出向き住民と直接意見交換を行います。

②パブリックコメント制度の導入

- 町の各種政策に関する計画等を策定する際には、町ホームページ等で計画案等を公表し、住民の意見を行政に反映させるパブリックコメント制度(意見提出制度)を確立します。

③広報よしとみと町ホームページの有機的な連携

- 毎月発行する広報よしとみと町ホームページの有機的な連携を図ることで、広報活動の強化を図ります。また、ホームページでの意見募集などにより町民の意見を行政に反映させる仕組みを構築します。

④議会だよりの発行

- 町議会の議会運営や議員による活動等を紹介する議会だよりを、住民向け広報紙として発行するとともに、町ホームページで情報配信を行います。

⑤議会報告会の実施

- 住民の意見を反映した議会運営を行うため、議員による報告会を開催し、住民と直接意見交換を行います。

(2) ホームページによる情報発信の充実

効率的な行政運営や高度化・多様化する住民ニーズに応えるため、町ホームページのリニューアルを行い、情報発信の充実を推進します。

①ホームページのリニューアル

- 高度化・多様化する住民ニーズに応えるため、ホームページをリニューアルし、様々な町情報の宣伝手段として、また本町に関する多様な情報交流の場として活用し、様々な情報を町内外に発信します。
- 子育てや観光、移住定住促進など特に町内外にPRしたい情報について、特設のサイトを構築し、積極的に情報発信を行います。

(3) 多様な媒体を活用した情報受発信の強化

効率的な行政運営や高度化・多様化する住民ニーズに応えるため、新しい通信手段(通信媒体)を活用して、情報発信の充実を推進します。

①SNS等の新しい媒体による情報の受発信

- 高度化・多様化する住民ニーズに応えるため、ツイッター、フェイスブック、ラインなどのSNSの活用により、様々な情報を町内外に発信するとともに、住民からの意見や情報を受信する手段としても活用します。

②多様な媒体を活用した多方面への情報発信の充実

- コミュニティラジオ局や地域内のフリーペーパー、インターネットの動画サイトなど、多様な媒体を活用した情報発信を積極的に行い、町内外への情報発信の充実を図ります。

成果指標

指標の内容	現況値	目標値
住民等からの意見投稿数	月5件	毎月20件
町公式ホームページのトップページアクセス件数	月6,000アクセス	毎月10,000アクセス

◆みんなができること◆

- 多様な媒体により町が発信する情報を確認し、日常的な暮らしや活動に活かします。

基本政策の方向性

消防・救急医療・し尿・ごみなど他市町と連携して処理することが効率的な事務事業は、一部事務組合、広域連合などを設置し、広域的に取り組みます。

また、広域的な見地に立って企画調整することが効果的な事務事業についても協議会等を設置し、一体となって地域全体の活性化を図ります。

現況と課題

- 多くの市町村で、少子高齢化や環境問題、情報化の進展といった多様化・高度化するとともに広域化する行政課題への的確な対応に迫られています。個々には規模、地理的条件等の事情が異なる複数の地方自治体が、広域的な連携の仕組みである広域行政を積極的に活用し、協力して事業実施することで、より効率的でかつ質的にも向上した事業が可能となります。
- 本町では、消防救急、休日急患を京築管内2市5町で構成する京築広域市町村圏事務組合で、ごみ処理を豊前市外2町清掃施設組合で、し尿処理・火葬業務を吉富町外1町環境衛生事務組合で一部事務組合を設置し共同処理しています。また、介護保険については福岡県介護保険広域連合において共同運営しています。
- 前期基本計画期間においては、これらの一部事務組合等で広域連携による広域行政を実施しました。また、福岡県と一体となって進めている「京築連帯アメニティ都市圏構想」の取り組みでは、京築地域の市町が共同で情報発信やイベント等を行いました。特に、京築神楽の「東九州神楽人の祭典」では、宮崎県の神楽団体とコラボレーションを実施する等、広域的な文化交流を行っています。さらに、京築地域にて「京築地域医療再生計画」を策定し、広域連携のメリットを活かした地域医療体制の整備に取り組んでいます。
- これからの中期基本計画期間においては、より効果的な広域行政の推進を図るため、既存事務の定期的な見直しを行うとともに、広域連携により効率化できるものについては、近隣自治体と連携し、事務の共同化に取り組む必要があります。また、地域の特色ある発展のため、県際間の交流も積極的に行うことが重要です。

主要施策

(1) 広域行政に関する協力体制の強化

京築広域圏消防本部による消防救急業務や学校、し尿、ごみ処理など近隣との事務組合で協力して行っている業務の充実を図り、広域連携による住みよいまちづくりを推進します。

また、近隣市町村と連携したイベントの実施や情報発信等を行い、広域的地域活性化施策を推進します。

① 広域連携の強化・充実による業務の効率化

- 消防救急業務、学校、し尿、ごみ処理等に関して、広域連携による機能強化、充実を図ります。また、新たな広域連携について調査研究を行います。

② 地域活性化に関する広域的施策の推進

- 「京築連帯アメニティ都市圏推進会議」の活動等を通じて、「京築ブランド」の創出による物産振興をはじめ、共通の文化資源である京築神楽を活用したイベントの開催等による観光振興等を推進し、地域全体の活性化を図ります。

◆みんなができること◆

○近隣の町との交流を深めて、住みやすい京築地域づくりに協力します。